

事業者の分別ルール違反への行政指導指針・行政処分基準について 市民の皆様からのご意見を募集します

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例では、事業者が廃棄物を排出する際の分別ルールを定めています。

このたび、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、分別ルールに従わず本市焼却工場に搬入されるプラスチックごみの削減を徹底するため、違反事業者に対する行政指導指針及び行政処分基準（以下「本指針等」）を定めます。

つきましては、その内容について、市民の皆様から広くご意見を募集します。

行政指導指針・行政処分基準の概要

本指針等は、分別ルールに違反し、廃棄物を排出する事業者に対して行う行政指導及び行政処分を実施するための考え方と基準を定めるものです。

1 行政指導指針

事業者の分別ルール違反に対する指導の判断要素、実施手順や「公表」の考え方を定めます。

2 行政処分基準

行政指導による改善が見られない場合に実施する「命令」、「受入拒否」及び「2,000円以下の過料」の適用基準を定めます。

市民意見募集の概要

1 意見募集期間

令和8年9月1日（火）から9月30日（水）まで

2 指導指針・処分基準概要の閲覧・入手方法

資源循環局事業系廃棄物対策課のホームページに掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/sonota/default20241220.html>



市ホームページ

3 ご意見の提出方法

(1)電子メール : sj-haishutsu@city.yokohama.lg.jp

(2)郵送 : 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 23階

横浜市事業系廃棄物対策課減量推進係 宛て(令和8年9月30日(水)消印有効)

(3)FAX : 045-663-0125

(4)持参 : 市庁舎23階資源循環局事業系廃棄物対策課窓口

(8時45分から17時15分まで(土・日・祝日を除く。))

お問合せ先

事業系廃棄物対策課担当課長 金田 Tel 045-671-2558



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

